

Global Tax Update

英国

デロイトトーマツ税理士法人

2016年10月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 2016年秋の財政演説:11月23日に発表

英国財務大臣は2016年秋の財政演説が11月23日に行われると発表した。

2. 2016年財政法:上院を通過し、女王の裁可付与

2016年財政法(Finance Act 2016(Chapter 24))は年9月13日に上院でのすべての審議を終え、9月15日に女王の裁可が下された。

当該財政法の詳細については下記を参照のこと。

>> [Finance Act 2016](#) (英国財政法2016ウェブサイト(英語、PDF))

上院の審議では、税務政策立案全体が統一性および将来的方向性に欠けるという批判がなされ、財政法案に関する経済問題委員会のレポート(Report from the Economic Affairs Committee)で指摘された懸念が言及された。租税簡素化室(Office for Tax Simplification(OTS))の位置付けについては、Kerr 卿が、予算責任局(Office for Budget Responsibility)と同様、純粋な独立機関とするか、または財務省内の一組織のままとするが税務政策を事前に見ることを認めるかのどちらかにすべきであると述べた。

3. キャピタルゲイン課税:株式に係る少額評価申請(Negligible Value Claim)を上級裁判所が棄却

上級裁判所(Upper Tribunal)は、Dyer 夫妻(以下「納税者」と英国歳入税関庁(HM Revenue and Customs:以下「HMRC」)が争っていたキャピタルゲイン課税に関する事案において、納税者の控訴を棄却した。本件は、株式(本件株式)取得後に評価額がごく少額(negligible)に下落した場合のキャピタルロスによる損益通算に関する訴訟である。上級裁判所は、2009年1月26日(申請日)における本件株式評価額はごく少額であったが、2007年10月31日の買収時点においても同様だったのであり、当該株式の評価額が納税者の保有期間にごく少額に「なった」わけではないという簡易裁判所(First-tier Tribunal)の判断を支持した。また、「2007年10月31日時点の評価においては、買主を募るために売主がするであろうことを考慮しなければならなかった」という納税

者側の訴えを棄却し、納税者が2007年10月31日に取得した株式は無価値であったとする簡易裁判所の判断に「議論の余地はない」という決定を下した。

判決内容の詳細については下記を参照のこと。

>> [Tribunals Judiciary](#) (英国司法裁判所ウェブサイト(英語))

4. 北アイルランド法人税ガイダンス草案に関する意見募集

2015年北アイルランド法人税法(Corporation Tax(Northern Ireland)Act 2015)は、一定の事業所得に適用される北アイルランド法人税率を規定する権限を北アイルランド議会に委譲することを可能とする。今後、英国政府は当該規定の適用開始日を定めることとなる。必要な権限の委譲は、北アイルランド行政府(Northern Ireland Executive:以下「行政府」)が財政の健全性を示すことができ次第完了する。なお、行政府は2018年4月から税率を12.5%に設定すると表明している。現在、北アイルランド法人税制についてのガイダンス草案が公表され、2017年1月1日を期限として当該ガイダンスに係る意見募集が行われている(宛先:ct.devolution@hmrc.gsi.gov.uk)。

詳細については下記を参照のこと。

>> [GOV.UK](#) (英国政府ウェブサイト(英語))

5. VAT 詐欺関与に対する新たな罰則に関する意見募集

HMRC は、取引が付加価値税(Value Added Tax:「VAT」)詐欺(Missing Trader Intra-Community Fraud)に関係していると知っていた、また知るべき立場にあった者に科される新たな罰則の内容について、意見を募集する諮問文書(Consultation Document)を発表した。本意見の募集は新たな罰則制度の体系、会社役員等への適用の有無等に関するものである。

詳細については下記を参照のこと。

>> [HM Revenue & Customs](#) (英国歳入税関庁ウェブサイト(英語、PDF))

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.